

令和7年度 山のみち地域づくり交付金 事前評価実施地区一覧表

整理 番号	都道府 県名	事業実施 地域(地区)名		事業実施 主体	総便益 B		総費用 C	分析結果	I 必須事項						II 優先配慮事項							備 考				
					種 類	(千円)	(千円)	B／C	1	2	3	4	5	6	1 有効性		2 効率性	3 事業の実施環境等								
		(1)													(2)	(1)	(1)	(2)	(3)							
		①	②																①	②	③		④	⑤		
1	岐阜県	関ヶ原町 揖斐川町 本巣市 山県市	せきがはら はちまん 関ヶ原・八幡 ちく 地区	岐阜県	①		1,594,049	1.29	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	B	B	A	B	A	B	A	
					②																					
					③																					
					④	359,458																				
					⑤	1,654,649																				
					⑥	42,462																				
					⑦	4,066																				
					⑧																					
					⑨																					
					⑩																					
					⑪																					
					計	2,060,635																				

【記載要領】

総便益の内訳については、便益の種類番号(①水源涵養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)に応じて記載する。

(別紙1)

令和8年度採択チェックリスト
(山のみち地域づくり交付金事業)

道 県 名	岐阜県	地 区 名	関ヶ原・八幡地区
計画作成主体	岐阜県	計 画 期 間	R8 ～ R12

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施し、個性的で魅力ある地域の活性化を推進する必要があること。	☒
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	☒
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	☒
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力からして事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	☒
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	野生動植物との共存や地形の改変の抑制、景観への配慮等が図られていること。	☒

注) ・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

Ⅱ 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	B
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A，B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
		② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ，林道と作業道等の路網が適切に計画されていて，森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	A
				B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて，森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				C	上記A，B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
	(2) 山村の活性化		山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が，山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	A
				B	当該計画が，山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。	
				C	上記A，B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性		事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに，コストの縮減効果の発現が期待できる計画である。	A
				B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。	
				C	上記A，B以外の計画である。	
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮		自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた，自然環境・景観に配慮した計画である。	B
				B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。	
	(2) 地域材の有効利用		地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発，普及，定着を図る計画である。	B
				B	上記Aには該当しないが，地域材を利用した計画である。	
				C	上記A，B以外の計画である。	
				—	該当しない。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3)効果的な事業の推進	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	A
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A，B以外である。	
		②作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	B
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A，B以外である。	
		③生産・流通拠点の整備	木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備	A	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。	A
				B	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。	
				C	上記A，B以外である。	
		④他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	B
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A，B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	A
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
				C	上記A，B以外である。	
				—	該当しない。	

令和 3 年度採択チェックリストの判定基準
(山のみち地域づくり交付金)

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施し、個性的で魅力ある地域の活性化を推進する必要があること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的・地利条件からみて、技術的に可能な施設整備等が計画されていること。
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に基づく事業内容・規模であり、採択要件に適合していること。 林道整備にあつては、別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	次の全てに該当すること。 ・ 事業実施主体、森林所有者等の意欲が高いこと。 ・ 関係者の経費負担能力があること。 ・ 地区内におけるこれまでの林道整備の実績及びその他施設の利用状況等からみて、当該事業を実施することによって効果の発現が図られること。 ・ 森林利用施設等の整備にあつては、利用見込みが適切であること。
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	次の事項に該当すること。 ・ 路網整備等にあつては、①土地の形質の変更を最小限に抑えけるとともに、②必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設整備が図られること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の整備が図られること。 ・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じた施業であることや必要に応じて景観への配慮が図られること。